



平成21年10月から 出産育児一時金が変わります!

健保組合では、みなさんの出産費用をサポートするため、被保険者の出産には出産育児一時金を、被扶養者には家族出産育児一時金を支給しています。

平成21年10月からは、(家族)出産育児一時金の額が4万円引き上げられるとともに、分娩機関(病院・診療所・助産院など)への出産費用の直接支払制度がスタートします。

ここが変わる 1 10月から一時金が4万円UP、1児につき42万円支給

これまでの出産育児一時金の支給額は、平成20年12月までは35万円、産科医療補償制度が創設された平成21年1月からは、同制度に加入している分娩機関での出産には38万円(未加入分娩機関は35万円)が支給されてきました。

10月からはさらに、支給額が4万円引き上げられ^{※1}、産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産に対して、子供1人につき42万円(未加入分娩機関は39万円)が支給されることになります。

※1 緊急少子化対策の一環として平成23年3月末までの暫定措置となっています。

産科医療補償制度 (平成21年1月から実施)

この制度は、分娩に関連して赤ちゃんが重度の脳性まひを発症した場合、速やかに補償が受けられるなど、みなさんが安心して出産できる環境整備を目指したものです(平成21年6月時点で、全国の分娩機関の99.5%が産科医療補償制度に加入しています)。
(詳細は下記ホームページをご覧ください)

産科医療補償制度HP

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

ここが変わる 2 直接支払制度がスタート!

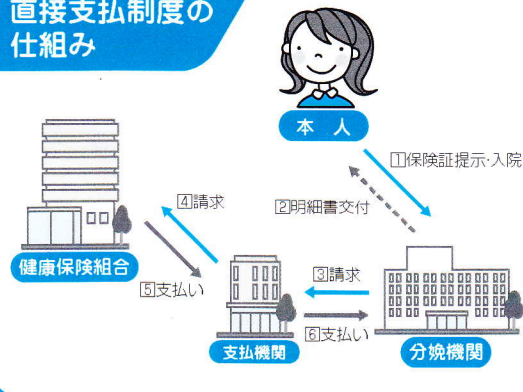
出産費用を立て替える必要がなくなります

従来の出産育児一時金は、被保険者等が高額な出産費用を一時全額負担した後、健保組合に申請することによって支給されるものでした。

平成21年10月からの新制度では、分娩機関が支払機関を通じて直接健保組合に請求します。その際、被保険者等は、直接支払いに合意する文書に署名し、退院時に実際の出産費用から42万円(または39万円)を差し引いた額を支払います^{※2}。直接支払いを希望しない場合は、従来どおり、退院時に出産費用の全額を窓口にて支払い、後に一時金を受け取ります。

※2 実際の出産費用が出産育児一時金の支給額より少なかった場合は、被保険者が健保組合に申請することにより、実費との差額分を受け取ることができます。

直接支払制度の 仕組み



健保組合では、出産育児一時金のほかにも、出産手当金や育児休業期間中の保険料免除など、みなさんの出産・子育てを応援しています。